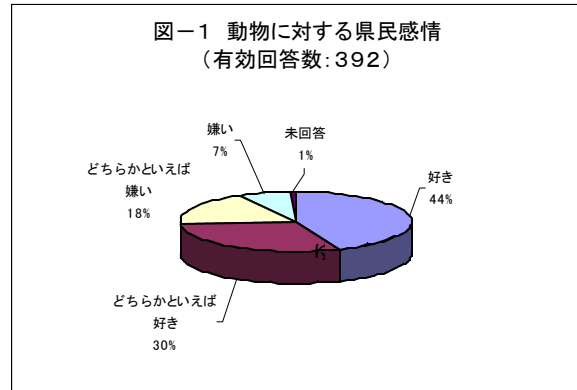


第4 現状と課題

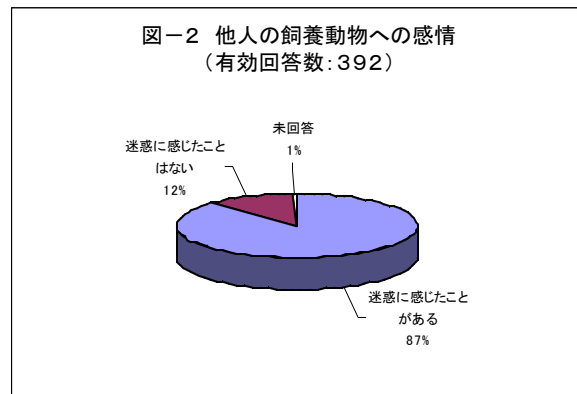
1 動物に対する県民の意識（岐阜県県政モニターへの調査）

平成18年11月の県政モニター調査では、74%のモニターが「動物が好き」または「動物がどちらかといえば好き」と回答しており、この結果から、多くの県民が、動物に対し好意的に感じていることが示唆されます。

一方で、25%のモニターが「動物が嫌い」または「動物がどちらかといえば嫌い」と回答しており、動物に対して非好意的な意識の県民も相当数に上ることが推察されます。こうした県民に十分に配慮しながら、動物の愛護と適正飼養の推進に取り組んでいく必要があります（図-1）。



また、他人の飼養動物に対し、迷惑に感じたことがあるモニターは87%に上り（図-2）、「動物好き」と回答したモニターの中でも、82%が「迷惑に感じたことがある」と回答しています。動物の適正飼養の推進は、多くの県民が望んでいる重要な課題となっています。



動物の飼養に関して迷惑と感じた具体的なこととして、多くのモニターが、犬とねこのふん尿、鳴き声、放し飼い、臭いなどの不適正な飼養を挙げています。

表-1 迷惑に感じたこと（有効回答数：392）

ふん尿	265人
鳴き声	245人
放し飼い	205人
ゴミをあさられた	111人
臭い	103人
畑・庭をあらされた	86人
かまれた	59人
その他	28人

※複数回答可

2 保健所等への苦情

平成18年度には、県内12カ所の保健所に1,142件の苦情が寄せられています。その多くは犬とねこの不適正な飼養によるもので、その適正飼養の徹底が依然として課題となっています。

表-2 平成18年度保健所に寄せられた苦情の状況

内 容	件 数
捨てねこ	269
犬の放し飼い	258
捨て犬	161
鳴き声による迷惑	108
糞尿による迷惑	106
ねこの放し飼い	96
凶暴（咬傷事故）	47
虐待（えさをやらない、不潔・狭小な飼養環境等）	14
その他	83
合計	1,142

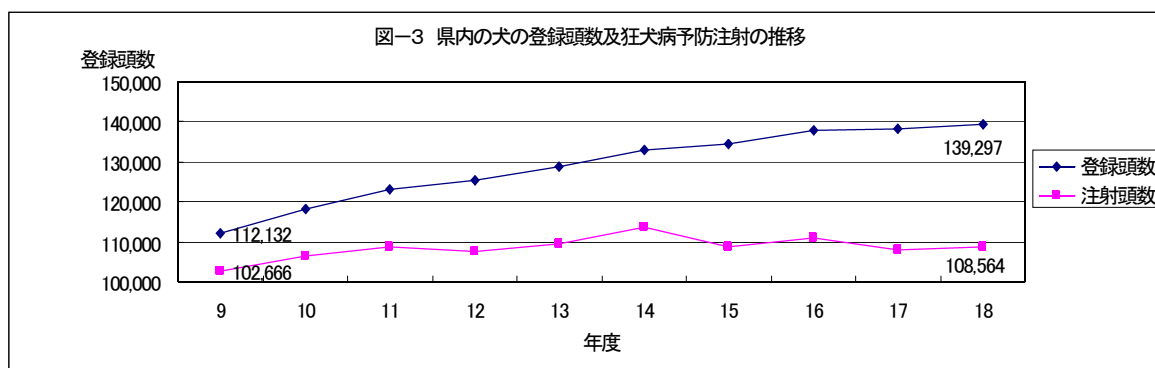
3 家庭動物の飼養状況

(1) 犬

① 登録頭数と飼養頭数

県内の犬の登録頭数は、平成9年度から平成18年度までの10年間に、約24%増加し、約11万2千頭から約13万9千頭になっています（図-3）。この間の県内人口が約0.6%減少していることを考慮すると、登録した犬を飼養する県民の割合は増加しているといえます。

平成18年度のペットフード工業会の調査では、全国で、登録頭数の2倍に上る12,089千頭の犬が飼養されていると推計しており、実際には、県内においてもかなりの未登録犬が飼養されていると考えられ、犬の登録を一層推進していく必要があります。



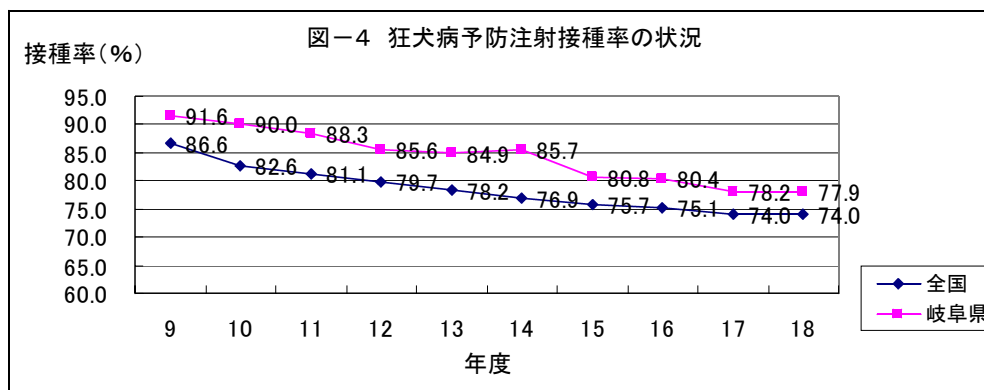
② 狂犬病予防注射

県内の狂犬病予防注射の接種頭数は、平成9年度から平成18年度までの10年間で、11万頭前後で推移しており、最近の5年間ではやや減少傾向です（図-3）。

また、その接種率についても経年的に減少傾向にあります。（図-4）。世界保健機関（WHO）によると、地域における犬の抗体保有率が70%以上であれば狂犬病の感染拡大を十分に防ぐことができるとされています。未接種となっている登録犬は、老犬や疾病等の理由により接種できない犬、既に死亡しているのにもかかわらず未届となっ

ている犬等が考えられますが、現在の県内における実際の犬の飼養頭数を考えると、抗体保有率が70%を下回っている可能性は否定できません。

狂犬病予防注射の接種は、狂犬病の蔓延防止を図る上において、重要な施策であり、接種率の向上は公衆衛生上の課題となっています。



※狂犬病予防注射接種率＝狂犬病予防注射接種頭数／登録頭数（％）

③ 所有者明示の措置状況

平成19年5月から6月にかけて、県内の市町村が実施する狂犬病予防注射の会場において、犬の所有者明示（個体標識）の措置状況を調査したところ、個体標識を装着した犬は僅かに4.0%でした（表-3）。

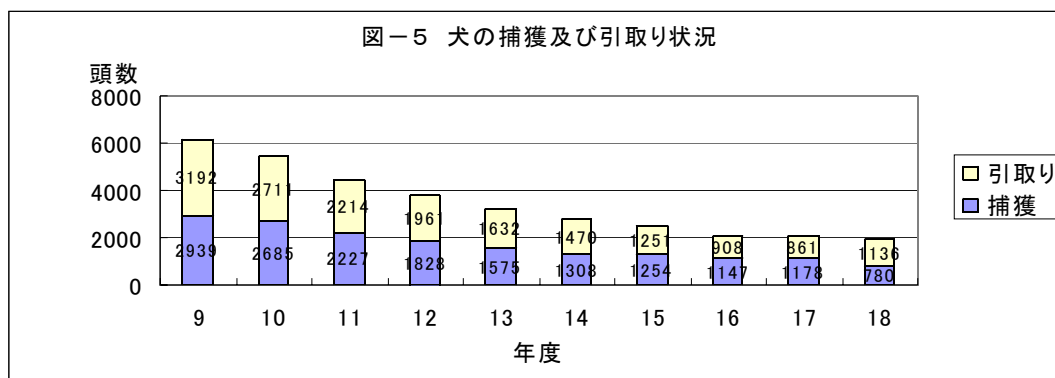
鑑札と注射済票の装着は狂犬病予防法に定められた飼い主の義務であり、また災害時の迅速な救助を行う上においても、有効な所有者明示の徹底が課題となっています。

表-3 犬における個体識別装着状況（平成19年5～6月調査）

市町村数	調査箇所	調査頭数	明示	明示の内容（再掲）				装着率
				鑑札	注射済票	名札	その他	
20	215	7,882	319	118	148	68	6	4.0%

④ 犬の収容

平成18年度に保健所において捕獲され、または引取られた犬は、1,916頭で、平成9年度（6,131頭）に比較し、約70%減少しています（図-5）。引き続き様々な施策の推進に努め、収容される犬の減少を目指さなければなりません。



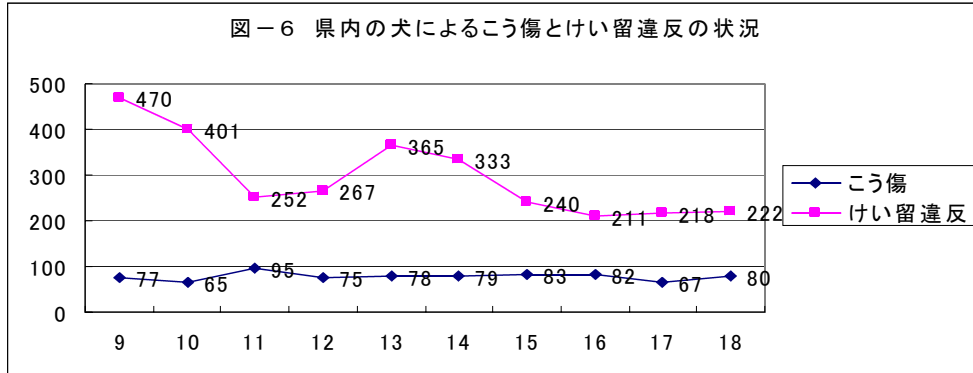
捕 獲：狂犬病予防法及び岐阜県動物愛護管理条例に基づき捕獲された犬

引取り：動物愛護管理法に基づき、住民や警察等からの依頼により引き取った飼い主の不明な犬、または飼養ができなくなったとして所有権を放棄された犬

⑤ 犬によるこう傷事故の発生状況とけい留違反

犬によるこう傷事故は、例年80件前後の届出で推移しており、減少する傾向にありません。犬のしつけ方の周知が依然として課題となっています。

けい留違反については、平成18年度には222件で、平成9年度の470件から半減していますが、平成16年度以降はほぼ横這いの状況になっています。表-2のとおり保健所には「放し飼い」の苦情も多く寄せられており、けい留義務の周知徹底が依然として課題となっています。



(2) ねこ

① 飼養状況

県内のねこの飼養頭数は、詳細には把握できていません。

平成18年度に実施されたペットフード工業会の調査によると、全国のねこの飼養頭数は約12,457千頭となっています。

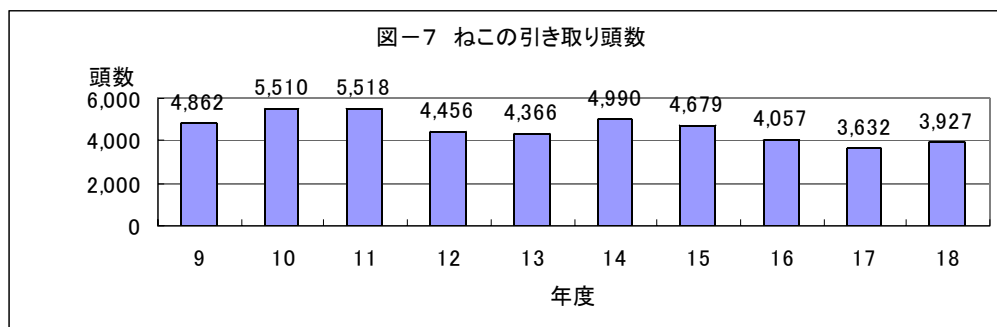
この調査結果を基に人口や世帯数から類推すると、県内には約17万~21万頭のねこが飼養されていると推計されます。

猫の飼育頭数の推計	
【国内】	
ペットフードの工業会推計値 (H18年度)	12,457,000頭
■ 一人当たりの飼養頭数	
12,457,000頭	
127,053,471人 (全国人口)	= 0.098頭/人
■ 一世帯当たりの飼養頭数	
12,457,000頭	
51,713,048世帯 (全国世帯数)	= 0.243頭/世帯
【県内】	
上記の推計値から類推した県内のねこの飼養頭数	
■ 一人当たりの飼養頭数から換算	
2,100,413人 × 0.098頭/人	= 205,840頭
■ 一世帯当たりの飼養頭数から換算	
724,887世帯 × 0.243頭/世帯	= 176,147頭
※人口及び世帯数は、総務省発表「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数(平成19年3月31日現在)」	

② ねこの引取り

平成9年度からの10年間においては、やや減少傾向にあるものの、犬の引取り頭数が1/3まで減少したことに比べ、問題の残る状況となっています（図-7）。

また、平成18年度に保健所に引取られたねこ3,927頭のうち、約80%に当たる3,133頭が子ねこであり、そのほとんどが飼い主不明の子ねこです。こうした子ねこの引取りを減少させていくことが特に重要な課題の一つとなっています。



4 収容動物の譲渡等の状況

(1) 犬

保健所に収容された犬の返還頭数や譲渡頭数は、平成9年度からの10年の間、ほぼ横這いの状況ですが、収容される犬の大幅な減少とともに、殺処分頭数は約80%減少しています。平成18年度に収容された犬については、約45%が返還または譲渡されています（表-4）。

表-4 保健所収容犬の返還と譲渡の状況

年度	保健所収容頭数			返還頭数	譲渡頭数	殺処分頭数	延命率 [※]
	捕獲	引取り	計				
9	2,939	3,192	6,131	232	530	5,369	12.4%
10	2,685	2,711	5,396	200	435	4,761	11.8%
11	2,227	2,214	4,441	213	348	3,880	12.6%
12	1,828	1,961	3,789	208	632	2,949	22.2%
13	1,575	1,632	3,207	224	634	2,349	26.8%
14	1,308	1,470	2,778	202	568	2,008	27.7%
15	1,254	1,251	2,505	201	657	1,647	34.3%
16	1,147	908	2,055	203	491	1,361	33.8%
17	1,178	861	2,039	204	554	1,281	37.2%
18	780	1,136	1,916	231	632	1,053	45.0%

※延命率＝（返還頭数＋譲渡頭数）／保健所収容頭数

子犬については、平成18年度の実績で約72%が譲渡されており、健康状態や犬の成育状況を考慮し、譲渡に適すると判断されたほとんどの子犬が譲渡されています（表-5）。

一方、収容された成犬の譲渡率は約23%に留まっています。譲渡頭数を一層増加させるには、成犬譲渡を推進させる必要があります。

表－５ 犬の譲渡の状況（平成１８年度）

区分	捕獲	引取	返還	譲渡	殺処分	譲渡率
成犬	641	776	228	276	913	23.2%
子犬	139	360	3	356	140	71.8%
計	780	1,136	231	632	1,053	37.5%

(2) ねこ

平成１８年度のねこの譲渡頭数は、平成９年度の１０倍強となっています。しかし、ねこの譲渡率は犬に比較して極めて低く、3,391頭が殺処分されています（表－６）。

引き続きねこの譲渡の推進に努めていく必要がありますが、ねこの譲渡を希望する人が少ないことや、譲渡するのが適当でない離乳前の子ねこが收容されるケースが多く、譲渡頭数の急激な増加は困難な状況であり、引取り頭数の減少が優先的に必要となっています。

表－６ ねこの譲渡・殺処分の状況

年 度	引取り頭数	譲渡	殺処分	譲渡率
9	4,862	49	4,813	1.0%
10	5,510	10	5,500	0.2%
11	5,518	15	5,503	0.3%
12	4,456	35	4,421	0.8%
13	4,366	115	4,251	2.6%
14	4,990	253	4,737	5.1%
15	4,679	622	4,057	13.3%
16	4,057	591	3,466	14.6%
17	3,632	561	3,071	15.4%
18	3,927	536	3,391	13.6%

5 その他の動物の飼養等の状況

(1) 特定動物（危険動物）

平成１８年度末現在、30施設で121頭の特定動物が飼養されており（表－７）、それぞれの施設について保健所の許可を取得しています。万が一逸走した場合に備え、飼い主に対応マニュアルの整備及び特定動物へのマイクロチップの装着等を義務付けています。

表－７ 特定動物（危険動物）の飼育状況（平成１８年度末現在）

区分	施設数		動物種別内訳						
			ツキノワグマ	ヒグマ	コディアックベア	ニホンザル	ワニガメ	ニシアフリカコガタワ	ポアコンストリクター
保健所	施設数	頭・匹数							
岐阜	3	7					5	2	
西濃	3	4	3				1		
関	1	7				7			
中濃	7	26	2			21			3
東濃									
恵那									
飛騨	15	76	71	1	3		1		
岐阜市	1	1				1			
合計	30	121	76	1	3	29	7	2	3

また、特定動物を飼養する場合は、施設の構造及び規模に関する基準に適合していることが必要で、安易に飼養を開始しないよう市町村と連携し、その徹底を図っていく必要があります。

(2) 動物取扱業者

平成11年12月に、動物愛護管理法が改正されたことにより、ペットの販売業などの動物取扱業者は保健所に届出しなければならなくなりました。

さらに、平成17年6月には再び、同法が改正され、動物取扱業が届出制から登録制となり、動物取扱業に対する規制が強化されました。また、登録業の内容が見直され、「インターネットによる通信販売」、「美容業」、「ペットシッター」等の業態が登録の対象となり、平成19年5月現在520施設、644業種が登録されています(表-8)。

表-8 動物取扱業の届出及び登録の状況(平成19年5月末現在)

保健所名	施設数	業種別内訳					内訳計
		販売	保管	貸出	訓練	展示	
岐阜保健所	71	57	27	1	2	3	90
本巣・山県センター	37	34	11	0	2	1	48
西濃保健所	70	54	25	2	7	2	90
揖斐センター	19	17	6	0	1	1	25
関保健所	35	24	9	0	1	1	35
中濃保健所	69	50	28	1	4	6	89
郡上センター	15	4	6	0	0	5	15
東濃保健所	46	35	18	0	4	2	59
恵那保健所	42	29	10	2	2	5	48
飛騨保健所	34	14	16	0	1	6	37
下呂センター	6	4	3	0	1	0	8
岐阜市保健所	76	54	41	0	3	2	100
合計	520	376	200	6	28	34	644

ペットの購入時のトラブルは後を絶たず、独立行政法人国民生活センターの調査によると、全国の消費生活センターに寄せられた相談件数は、年間1,500件を超えています。

動物販売業者に対し法令遵守の徹底を図るとともに、県民に対しては購入時に最低限の確認すべき事項(p19「参考 動物販売時に顧客に対する事前説明等を行うべき事項」参照)を周知するなど、ペット購入時のトラブルの発生防止を図っていかねばなりません。

6 人と動物のハーモナイズ事業

動物の愛護と適正飼養について、より効果的な普及啓発を図るため、平成3年度より実施してきた「飼い犬等適正飼養普及啓発事業」を大幅に見直し、平成7年度からは「人と動物のハーモナイズ事業」と称して、保健所において各種事業に取り組んでいます。

特に、次代を担う子ども達や若い世代への動物愛護に関する教育が重要であり、県獣医師会及び動物愛護推進員等との連携を強化し、事業の拡充を図っていく必要があります。

表－9 人と動物のハーモナイズ事業

事業名	事業年度								
	H 5	H 6	H 7	～	H 15	H 16	H 17	H 18	H19
①動物愛護教室									
②愛犬のしつけ方教室									
③子犬の譲渡会									
④動物愛護週間行事									
⑤動物愛護推進協議会運営									
⑥動物愛護推進員の委嘱									
⑦動物愛護推進員活動支援									
⑧動物介在活動モデル事業									

【事業概要】

① 動物愛護教室

動物愛護の普及を目的に小学生を対象とした講習会を開催（P 17 取組事例2参照）

② 愛犬のしつけ方教室

犬の適正飼養を推進するため、基本的な犬の「しつけ方法」について実演を交えた講習会を開催（P 21 取組事例4参照）

③ 子犬の譲渡会

保健所に收容される子犬の譲渡を推進するため、譲渡希望者及び一般飼育希望者を募り譲渡会を開催

④ 動物愛護週間行事

動物愛護週間（9月20日から26日）行事として県下5圏域の持ち回りで開催される「動物愛護フェスティバル」に参加（P 18 取組事例3参照）

⑤ 動物愛護推進協議会

下記7－（1）のとおり

⑥ 動物愛護推進員の委嘱

下記7－（2）のとおり

⑦ 動物愛護推進員活動の支援事業

動物愛護推進員の動物の愛護及び適正飼養等に関する活動を支援（P 17取組事例2参照）

⑧ 動物介在活動モデル事業

平成18年度から社会福祉施設等における動物介在活動を適切に実施できるよう試行的にモデル事業を実施（P 23 取組事例5参照）

7 動物の愛護及び適正飼養の推進体制

（1）動物愛護推進協議会

動物の愛護及び適正な飼養についての普及啓発を推進し、人と動物とが共生できる心の豊かな社会づくりを実現するため、平成16年3月に設立しました。

定期的に会議を開催し、動物愛護行政のあり方、動物愛護推進員の活動に対する支援等動物の愛護と適正飼養の推進に関することを協議しています。

今後も、県の方針について提言をいただく機関として、新たな団体の参加などその充実を図っていく必要があります。

岐阜県動物愛護推進協議会設置要綱<抜粋>

(目的)

第1条 動物の愛護及び適正な飼養についての普及啓発を推進し、人と動物とが共生できる心の豊かな社会づくりを目指し、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、岐阜県動物愛護推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 動物愛護推進員の委嘱の推進に関する事
- 二 動物愛護推進員の活動に対する支援等に関する事
- 三 動物の愛護及び適正な飼養の推進に関する事
- 四 県の動物愛護行政のあり方について協議する事

<メンバー>

(社)岐阜県獣医師会・岐阜大学応用生物科学部・(財)日本動物愛護協会東海地域統括岐阜支部・岐阜県健康福祉部生活衛生課・岐阜市保健所

(2) 動物愛護推進員

平成17年2月より、岐阜県動物愛護推進協議会の構成団体から推薦を受けた方の中から委嘱しています。

動物愛護推進員は、平成19年4月現在、141名を委嘱しており（表-10）、県内各保健所との連携の下、地域における動物の愛護と適正飼養の推進に向け、様々な活動に当たっています。

今後さらに、動物愛護推進員の活動について周知を図り、その機会を拡大していく必要があります。

表-10 動物愛護推進員の委嘱状況（平成19年4月現在）

管内保健所	動物愛護推進員			計
	獣医師会推薦	動物愛護団体推薦	保健所推薦	
岐阜保健所	15			15
本巣・山県センター	9			9
西濃保健所	23		2	25
揖斐センター	5		2	7
関保健所	7			7
中濃保健所	13		2	15
郡上センター	2			2
東濃保健所	15	4	1	20
恵那保健所	5			5
飛騨保健所	4		1	5
下呂センター	2			2
岐阜市保健所	28	1		29
合計	128	5	8	141

(3) 動物愛護管理担当職員

平成18年3月に制定した「岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づく動物愛護管理員（獣医師）及び動物愛護管理技術員を各保健所に配置しています。

これらの職員は、動物愛護の普及啓発、犬及びねこの収容等の業務、住民等からの苦

情等への対応、動物の飼養施設の立入検査等の事務を行い、各地域における動物の愛護と適正飼養の推進に努めています。

これらの職員は、県民のニーズに的確に対応するため、常に知識や技術の向上に努めていかなければなりません。

表－１１ 動物愛護担当職員の配置状況（平成１９年４月１日現在）

管内保健所等	動物愛護管理員	動物愛護管理技術員	計
県庁生活衛生課	6		6
岐阜保健所	2	1	3
本巣・山県センター	3	1	4
西濃保健所	5	2	7
揖斐センター	2	1	3
関保健所	6	1	7
中濃保健所	5	1	6
郡上センター	2	1	3
東濃保健所	3	1	4
恵那保健所	4	1	5
飛騨保健所	6	1	7
下呂センター	1	1	2
岐阜市保健所	5	3	8
合計	50	15	65

（４）被災動物の救済

平成７年１月に発生した阪神淡路大震災以降、被災時には、ペットの保護や治療、ペット同伴の避難生活などが課題となることが明らかとなりました。

本県においては、東濃地域が東南海地震の指定地域となっており、災害時における被災動物救済計画の整備が急務となっています。